

令和8年5月改定

鯖江市「介護予防・生活支援サービス事業」料金表

		サービス種類	内容	対象者	利用者負担額 ※注2	
					月額※注1	回数単価(1回単価)※注1
訪問型サービス	①～③の併用不可	①訪問型予防給付相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助	事業対象者、要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176円	287円(月3回以上は月額報酬)
				事業対象者、要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349円	287円(月5回以上は月額報酬)
				事業対象者、要支援2(週2回超)	3,727円	287円(月8回以上は月額報酬)
	併用可	②訪問型サービスA1型(緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない生活援助	事業対象者、要支援1・要支援2	—	244円(月5回まで)
		③訪問型サービスA2型(緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない簡単な生活援助(買物・調理・薬の受け取りは除外)	事業対象者、要支援1・要支援2	—	150円(月5回まで)
通所型サービス	①～③の併用不可	④通所型予防給付相当サービス	自立した生活に資する日常生活上の支援や生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・要支援2(週1回程度)	1,798円	436円(月3回以上は月額報酬)
				事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621円	447円(月5回以上は月額報酬)
		②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした自立支援プログラム	事業対象者、要支援1・要支援2	—	358円(月5回まで)
	③通所型サービスC(短期集中予防サービス)	運動を中心に、栄養面や口の健康の維持・向上をするための個別プログラム ※週1回程度で全12回程度 概ね3か月程度 ただし、必要と判断された場合には最大24回までサービス継続可	事業対象者、要支援1・要支援2	— 	360円(月5回上限・全12回) 口腔加算150円(全4回まで) 栄養加算150円(全4回まで)	
	介護予防ケアマネジメント				事業対象者、要支援1・要支援2の方が利用でき、利用者負担はありません。	

※注1:原則「月額」利用とします。【回数単価を用いる場合】

①月途中の契約開始および契約解除 ②月途中の入院による利用中止および退院による利用開始

★入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月額」を利用します。

※注2:利用者負担額は、1割負担の場合の金額を表記しています。

2割、3割負担の場合は、この限りではありません。

★サービス種類により加算されるものがありますので、利用者負担額は、

目安となります。詳細は、介護支援専門員にお聞きください。

【お問合せ先】鯖江市長寿福祉課 地域包括支援G ☎ 53-2265